

建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 27 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第41号

建築基準法施行条例の一部を改正する条例

建築基準法施行条例（平成12年岩手県条例第37号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後																
1	（認定申請手数料等） 第17条 次の表の左欄に掲げる申請をする者は、申請 1 件につき、同表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額の手数料を納付しなければならない。 <table><tr><th>申請の種類</th><th>手数料の額</th></tr><tr><td colspan="2">[略]</td></tr><tr><td>法第48条第 1 項ただし書、第 2 項ただし書、第 3 項ただし書、第 4 項ただし書、第 5 項ただし書、第 6 項ただし書、第 7 項ただし書、第 8 項ただし書、第 9 項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書又は第14項ただし書（法第87条第 2 項若しくは第 3 項又は第88条第 2 項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に基づく建築等の許可の申請</td><td>180,000円 （法第48条第16項第 1 号に該当する場合にあっては 120,000 円、<u>同項第 2 号</u>に該当する場合には 140,000円）</td></tr><tr><td colspan="2">[略]</td></tr></table>	申請の種類	手数料の額	[略]		法第48条第 1 項ただし書、第 2 項ただし書、第 3 項ただし書、第 4 項ただし書、第 5 項ただし書、第 6 項ただし書、第 7 項ただし書、第 8 項ただし書、第 9 項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書又は第14項ただし書（法第87条第 2 項若しくは第 3 項又は第88条第 2 項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に基づく建築等の許可の申請	180,000円 （法第48条第16項第 1 号に該当する場合にあっては 120,000 円、 <u>同項第 2 号</u> に該当する場合には 140,000円）	[略]		（認定申請手数料等） 第17条 次の表の左欄に掲げる申請をする者は、申請 1 件につき、同表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額の手数料を納付しなければならない。 <table><tr><th>申請の種類</th><th>手数料の額</th></tr><tr><td colspan="2">[略]</td></tr><tr><td>法第48条第 1 項ただし書、第 2 項ただし書、第 3 項ただし書、第 4 項ただし書、第 5 項ただし書、第 6 項ただし書、第 7 項ただし書、第 8 項ただし書、第 9 項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書又は第14項ただし書（法第87条第 2 項若しくは第 3 項又は第88条第 2 項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に基づく建築等の許可の申請</td><td>180,000円 （法第48条第16項第 1 号又は<u>地域再生法（平成17年法律第24号）第17条の40第 2 項</u>に該当する場合にあっては 120,000 円、<u>法第48条第16項第 2 号</u>に該当する場合にあっては 140,000円）</td></tr><tr><td colspan="2">[略]</td></tr></table>	申請の種類	手数料の額	[略]		法第48条第 1 項ただし書、第 2 項ただし書、第 3 項ただし書、第 4 項ただし書、第 5 項ただし書、第 6 項ただし書、第 7 項ただし書、第 8 項ただし書、第 9 項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書又は第14項ただし書（法第87条第 2 項若しくは第 3 項又は第88条第 2 項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に基づく建築等の許可の申請	180,000円 （法第48条第16項第 1 号又は <u>地域再生法（平成17年法律第24号）第17条の40第 2 項</u> に該当する場合にあっては 120,000 円、 <u>法第48条第16項第 2 号</u> に該当する場合にあっては 140,000円）	[略]	
申請の種類	手数料の額																	
[略]																		
法第48条第 1 項ただし書、第 2 項ただし書、第 3 項ただし書、第 4 項ただし書、第 5 項ただし書、第 6 項ただし書、第 7 項ただし書、第 8 項ただし書、第 9 項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書又は第14項ただし書（法第87条第 2 項若しくは第 3 項又は第88条第 2 項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に基づく建築等の許可の申請	180,000円 （法第48条第16項第 1 号に該当する場合にあっては 120,000 円、 <u>同項第 2 号</u> に該当する場合には 140,000円）																	
[略]																		
申請の種類	手数料の額																	
[略]																		
法第48条第 1 項ただし書、第 2 項ただし書、第 3 項ただし書、第 4 項ただし書、第 5 項ただし書、第 6 項ただし書、第 7 項ただし書、第 8 項ただし書、第 9 項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書又は第14項ただし書（法第87条第 2 項若しくは第 3 項又は第88条第 2 項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に基づく建築等の許可の申請	180,000円 （法第48条第16項第 1 号又は <u>地域再生法（平成17年法律第24号）第17条の40第 2 項</u> に該当する場合にあっては 120,000 円、 <u>法第48条第16項第 2 号</u> に該当する場合にあっては 140,000円）																	
[略]																		

法第52条第6項第3号の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の認定の申請	[略]
[略]	
法第55条第4項各号の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請	[略]
法第56条の2第1項ただし書の規定に基づく建築物の高さの許可の申請	[略]
[略]	

2・3 [略]

法第52条第6項第3号（ <u>地域再生法第17条の43の規定により読み替えて適用する場合を含む。</u> ）の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の認定の申請	[略]
[略]	
法第55条第4項各号の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請	[略]
<u>地域再生法第17条の44の規定により読み替えて適用する法第55条第4項第2号の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請</u>	27,000円
法第56条の2第1項ただし書の規定に基づく建築物の高さの許可の申請	[略]
[略]	

2・3 [略]

2

（建築物に関する確認申請手数料等）

第11条 法第6条第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請をする者又は法第18条第2項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による計画の通知をする者は、確認申請又は計画通知1件につき、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額（法第86条の8第1項若しくは第3項の認定を受けて建築物の増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをしようとする場合又は法第87条の2第1項若しくは同条第2項において準用する法第86条の8第3項の認定を受けて建築物の用途を変更しようとする場合にあっては、当該額の2分の1の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを1,000円とする。））の手数料を納付しなければならない。

床面積の合計	手数料の額
[略]	
30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	14,000円

（建築物に関する確認申請手数料等）

第11条 法第6条第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請をする者又は法第18条第2項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による計画の通知をする者は、確認申請又は計画通知1件につき、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額（法第86条の8第1項若しくは第3項の認定を受けて建築物の増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをしようとする場合又は法第87条の2第1項若しくは同条第2項において準用する法第86条の8第3項の認定を受けて建築物の用途を変更しようとする場合にあっては、当該額の2分の1の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを1,000円とする。））の手数料を納付しなければならない。

床面積の合計	手数料の額
[略]	
30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	15,000円

100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	<u>21,000円</u>
200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	<u>27,000円</u>
500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	<u>48,000円</u>
[略]	

2 前項の表の床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。

100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	<u>28,000円</u>
200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	<u>33,000円</u>
500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	<u>49,000円</u>
[略]	

2 前項に規定する者は、申請又は通知に係る建築物の建築が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第1項ただし書又は第12条第2項ただし書の規定の適用を受ける場合（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第2条第1項第1号に該当する場合に限る。）は、前項の規定にかかわらず、同項の手数料の額に、確認申請又は計画通知1件につき、次の表の左欄に掲げる建築物の種類ごとに、同表の中欄に掲げる住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第1条第2項に規定する住宅部分をいう。）の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額を加えた額の手数料を納付しなければならない。

建築物の種類	住宅部分の床面積の合計	金 額
人の居住の用に供する部分を有する建築物（一戸建てであるものに限る。）	200平方メートル未満のもの	<u>13,000円</u>
	200平方メートル以上のもの	<u>15,000円</u>
人の居住の用に供する部分を有する建築物（一戸建てであるものを除く。）	300平方メートル未満のもの	<u>24,000円</u>
	300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>38,000円</u>
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>60,000円</u>
	5,000平方メートル以上のもの	<u>78,000円</u>

3 前2項の表の床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。

(1)～(4) 〔略〕

(建築物に関する完了検査申請手数料等)

第13条 〔略〕

2 前項の表の床面積の合計は、建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあっては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをした場合にあっては当該移転、修繕又は模様替えに係る部分の床面積の2分の1について算定する。

(減額して定める建築物に関する完了検査申請手数料等)

第15条 〔略〕

(1)～(4) 〔略〕

(建築物に関する完了検査申請手数料等)

第13条 〔略〕

2 前項に規定する者は、申請又は通知に係る建築物の建築が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項に規定する要確認特定建築行為又は同法第12条第2項に規定する要通知特定建築行為である場合は、前項の規定にかかわらず、同項の手数料の額に、完了検査申請又は工事完了通知1件につき、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額を加えた額の手数料を納付しなければならない。

床面積の合計	金 額
200平方メートル未満のもの	7,000円
200平方メートル以上500平方メートル未満のもの	9,000円
500平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	20,000円
1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	23,000円
2,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	84,000円
10,000平方メートル以上のもの	120,000円

3 前2項の表の床面積の合計は、建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあっては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをした場合にあっては当該移転、修繕又は模様替えに係る部分の床面積の2分の1について算定する。

(減額して定める建築物に関する完了検査申請手数料等)

第15条 〔略〕

2 前項に規定する者は、申請又は通知に係る建築物の建築が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項に規定する要確認特定建築行為又は同法第12条第2項に規定する要通知特定建築行為である場合は、前項の規定にかかわらず、同項の手数料の額に、完了検査申請又は工

- 2 第13条第2項の規定は、前項の表の床面積の算定について準用する。
(認定申請手数料等)

第17条 次の表の左欄に掲げる申請をする者は、申請1件につき、同表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額の手数料を納付しなければならない。

申請の種類	手数料の額
[略]	
法第43条第2項第2号の規定に基づく建築の許可の申請	<u>33,000円</u>
法第44条第1項第2号の規定に基づく建築の許可の申請	<u>33,000円</u>
[略]	
法第53条第5項第1号から第3号までの規定に基づく建築物の建蔽率に関する特例の許可の申請	<u>33,000円</u>
[略]	
法第53条第6項第3号の規定に基づく建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可の申請	<u>33,000円</u>

事完了通知1件につき、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額を加えた額の手数料を納付しなければならない。

床面積の合計	金 額
<u>200平方メートル未満のもの</u>	<u>7,000円</u>
<u>200平方メートル以上500平方メートル未満のもの</u>	<u>9,000円</u>
<u>500平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</u>	<u>20,000円</u>
<u>1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>	<u>23,000円</u>
<u>2,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</u>	<u>84,000円</u>
<u>10,000平方メートル以上のもの</u>	<u>120,000円</u>

- 3 第13条第3項の規定は、前2項の表の床面積の算定について準用する。
(認定申請手数料等)

第17条 次の表の左欄に掲げる申請をする者は、申請1件につき、同表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額の手数料を納付しなければならない。

申請の種類	手数料の額
[略]	
法第43条第2項第2号の規定に基づく建築の許可の申請	<u>34,000円</u>
法第44条第1項第2号の規定に基づく建築の許可の申請	<u>34,000円</u>
[略]	
法第53条第5項第1号から第3号までの規定に基づく建築物の建蔽率に関する特例の許可の申請	<u>34,000円</u>
[略]	
法第53条第6項第3号の規定に基づく建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可の申請	<u>34,000円</u>

[略]		[略]																													
2 法第86条の8第1項若しくは第3項（法第87条の2第2項において準用する場合を含む。）又は同条第1項の認定の申請をする者は、認定申請1件につき、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額（建築設備を設置する場合は、当該額に12,000円を加算した額）の手数料を納付しなければならない。		2 法第86条の8第1項若しくは第3項（法第87条の2第2項において準用する場合を含む。）又は同条第1項の認定の申請をする者は、認定申請1件につき、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額（建築設備を設置する場合は、当該額に12,000円を加算した額）の手数料を納付しなければならない。																													
<table><tr><th>床面積の合計</th><th>手数料の額</th></tr><tr><td colspan="2">[略]</td></tr><tr><td>30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの</td><td><u>14,000円</u></td></tr><tr><td>100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの</td><td><u>21,000円</u></td></tr><tr><td>200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの</td><td><u>27,000円</u></td></tr><tr><td>500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの</td><td><u>48,000円</u></td></tr><tr><td colspan="2">[略]</td></tr></table>		床面積の合計	手数料の額	[略]		30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	<u>14,000円</u>	100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	<u>21,000円</u>	200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	<u>27,000円</u>	500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	<u>48,000円</u>	[略]		<table><tr><th>床面積の合計</th><th>手数料の額</th></tr><tr><td colspan="2">[略]</td></tr><tr><td>30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの</td><td><u>15,000円</u></td></tr><tr><td>100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの</td><td><u>28,000円</u></td></tr><tr><td>200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの</td><td><u>33,000円</u></td></tr><tr><td>500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの</td><td><u>49,000円</u></td></tr><tr><td colspan="2">[略]</td></tr></table>		床面積の合計	手数料の額	[略]		30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	<u>15,000円</u>	100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	<u>28,000円</u>	200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	<u>33,000円</u>	500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	<u>49,000円</u>	[略]	
床面積の合計	手数料の額																														
[略]																															
30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	<u>14,000円</u>																														
100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	<u>21,000円</u>																														
200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	<u>27,000円</u>																														
500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	<u>48,000円</u>																														
[略]																															
床面積の合計	手数料の額																														
[略]																															
30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	<u>15,000円</u>																														
100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	<u>28,000円</u>																														
200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	<u>33,000円</u>																														
500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	<u>49,000円</u>																														
[略]																															
3 [略]		3 [略]																													
備考 改正部分は、下線の部分である。																															

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、表1の項の改正部分は、公布の日から施行する。